# 令和4年第1回美幌町議会臨時会会議録

令和4年1月20日 開会 令和4年1月20日 閉会

令和4年1月20日 第全号

#### 〇議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第 3 行政報告

日程第 4 承認第1号 専決処分の承認について

[令和3年度美幌町一般会計補正予算(第12号)]

日程第 5 承認第2号 専決処分の承認について

〔令和3年度美幌町一般会計補正予算(第13号)〕

日程第 6 議案第1号 動産の取得について

[自走式二軸破砕機]

日程第 7 議案第2号 動産の取得について

〔油圧ショベル〕

日程第 8 議案第3号 令和3年度美幌町一般会計補正予算(第14号)について

日程第 9 報告第1号 専決処分の報告について

(工事請負契約の一部変更)

日程第10 報告第2号 専決処分の報告について

(町道第514号道路上の車両破損事故による損害賠償)

## 〇出席議員

2番 藤 原 公 一 君 3番 大 江 道 男 君

4番 髙 橋 秀 明 君 5番 木 村 利 昭 君

6番 伊藤 伸 司 君 7番 坂 田 美栄子 君

副議長 8番 岡 本 美代子 君 9番 稲 垣 淳 一 君

10番 古 舘 繁 夫 君 11番 上 杉 晃 央 君

12番 松 浦 和 浩 君 13番 馬 場 博 美 君

議長14番 大原 昇君

#### 〇欠席議員

1番 戸 澤 義 典 君

## 〇地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 朱 恭 浩 君

監 査 委 員 髙 木 清 君

#### 〇地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副 長 﨑 利 明君 総務部 長 小 室 保 男 君 町 髙 町民生活部長 後 藤 秀 人 君 福 祉 部 長 河 端 勲 君 経 済 部 長 濹 建設部 君 憲 君 長 那 須 清 石 病院事務長 事務連絡室長 馬憲司 君 賀 君 但 志 寿 総務課長 関 弘法君 政策課長 斉 藤 浩 君 司

財 務 課 長 吉田善一君 社会福祉課長 片 平 英 樹 君 建設課長 環境管理課長 御 田 順司君 鶴田 雅規 君 教 育 部 長 藤 明 君 スポーツ振興課長 浅 野 君 遠 謙司 監査委員事務局長 求 君 小 室 秀 隆 君 遠國 監査委員事務局次長

# 〇議会事務局出席者

 事 務 局 長 遠 國
 求 君
 次
 長 小 室 秀 隆 君

 議 事 係 長 高 田 秀 昭 君
 庶 務 係 長 村 田
 剛 君

 庶 務 係 新 田 麻 美 君

#### 午前10時00分 開会

### ◎開会・開議宣告

 O議長(大原 昇君)
 おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第1回美幌町議会臨時会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。

# ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(大原 昇君) 日程第1 会議録 署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条 の規定により、7番坂田美栄子さん、8番 岡本美代子さんを指名します。

## ◎日程第2 会期の決定

**○議長(大原 昇君)** 日程第2 会期の 決定についてを議題とします。

去る1月17日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。 13番馬場博美さん。

**○13番(馬場博美君)**〔登壇〕 令和4年第1回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る1月17日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、まず初めに、町長から行政報告を受けます。

その後、専決処分の承認2件、議案、動産の取得2件、補正予算1件、専決処分の報告2件、以上のとおりであります。

以上の内容でありますので、本臨時会の 会期については、本日1日限りといたしま す。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

## ○議長(大原 昇君) お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) 異議なしと認めま す

したがって、会期は1日間と決定しました。

#### ◎諸般の報告

**○議長(大原 昇君)** 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報 告させます。

**○事務局長(遠國 求君)** 諸般の報告を 申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。 朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規 定に基づく出席説明員につきましても、印 刷したものを配付しておりますので、御了 承願います。

なお、戸澤議員、所用のため欠席の旨、 届出がありました。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報 用のため写真撮影を行いますので、御了承 願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコン の使用を許可しておりますので、併せて御 承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

# ◎日程第3 行政報告

〇議長(大原 昇君) 日程第3 行政報告について。

町長から行政報告があります。 町長。 ○町長(平野浩司君)〔登壇〕 本日、ここに令和4年第1回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、行政報告と提出案件の概要について御説明を申し上げます。

行政報告といたしましては、北京202 2オリンピック冬季競技大会出場について であります。

このたび、2月4日より中国・北京で開催されます第24回オリンピック冬季競技大会に、本町出身の2名が日本代表選手として出場することになりました。

1人目は、スピードスケートの一戸誠太郎選手であり、スピードスケート男子の1,500メートルと5,000メートル、マススタートの3種目に出場することとなりました。

一戸選手は、昨年12月29日から31日に長野県で開催された日本代表選手選考競技会において、29日の男子5,000メートルでは国内最高記録で優勝し、また、31日の男子1,500メートルにおいても見事に優勝され、オリンピックの出場権を獲得したものであり、前回の2018年ピョンチャン大会に続き、2大会連続出場の快挙となりました。

2人目は、クロスカントリースキーの石田正子選手であり、スキー距離女子の15キロメートル複合、10キロメートルクラシカル及び30キロメートルフリーの3種目に出場することとなりました。

石田選手は、トリノ、バンクーバー、ソチ、ピョンチャンに続く5大会連続出場の大偉業となり、前回の2018年ピョンチャン大会では、女子クラシカル30キロメートルで10位の成績を挙げたことは記憶に新しいところであり、現在までの日本女子距離スキー界の第一人者として先頭を走り続けております。

美幌町から2名のオリンピック選手を輩 出することは、町としましても大変名誉な ことであり、町民の皆さんと次代を担う子供たちに限りない夢と希望を与え、本町のスポーツ振興に大きな影響を与えるものと考えております。

一戸選手と石田選手の大いなる活躍を願い、1月13日には、美幌スケート協会や 美幌スキー連盟を中心に、両選手を町民挙 げて応援すべく、オリンピック・パラリン ピック選手後援会が発足されたところであ ります。

オリンピックという輝かしい世界の舞台において、活躍される勇姿を多くの皆さんと応援の上、これまで積み重ねてきた努力の成果を存分に発揮され、御健闘することを大いに期待するところであります。

次に、御提案いたします議案等について 御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第1号令和3年度美幌町一般会計補 正予算(第12号)については、子育て世 帯への臨時特別給付金の年内一括給付のた め急を要したことから、専決処分をいたし ましたので、御承認を賜りたいのでありま す

承認第2号令和3年度美幌町一般会計補正予算(第13号)については、北京2022オリンピック冬季競技大会出場選手支援のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

動産の取得について。

議案第1号は、自走式二軸破砕機について、議案第2号は、油圧ショベルについて、それぞれ入札結果に基づき取得することについて、議決をいただきたいのであります。

補正予算について。

議案第3号令和3年度美幌町一般会計補 正予算(第14号)については、住民税非 課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事 業として2億8,316万4,000円を、 ふるさと寄附金に係る関連経費として7,9 35万3,000円を、新型コロナウイルス 感染予防対策支援事業補助金として50万 円を、北京2022オリンピック冬季競技 大会出場選手の追加選出に伴う支援として 16万3,000円の増額などを行おうとす るものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれ ぞれ御説明申し上げますので、御審議の 上、原案に御協賛を賜りますようお願い申 し上げまして、行政報告と提出案件の概要 説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

**○議長(大原 昇君)**ただいまの行政報告について、質疑を許します。

質疑は、1人3回までといたします。 質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(大原 昇君)** 質疑なしと認めます。

これで、行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 承認第1号

○議長(大原 昇君) 日程第4 承認第 1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(小室保男君) 議案書の3ページになります。

承認第1号専決処分の承認について御説 明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

4ページをお開き願います。

専決処分書。

令和3年度美幌町一般会計補正予算(第12号)について、子育て世帯への臨時特別給付金の年内一括給付のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年12月15日付になります。

専決内容について御説明いたしますの で、5ページを御覧ください。

令和3年度美幌町一般会計補正予算(第 12号)。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算 (第12号) は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ1億1,599万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ ぞれ118億8,693万5,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書に より御説明をいたします。

歳出から御説明しますので、議案書の1 4、15ページをお開き願います。

3、歳出になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、7、子育で世帯への臨時特別給付金給付事業費の増、1億1,599万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、子育で世帯を支援するため、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、臨時特別給付金を給付するための経費を予算措置いたします。

本事業につきましては、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から18歳までの子供を対象に、1人当たり10万円相当の給付を行うものでございますが、先行して5万円を現金で給付し、春に5万円のクーポン券を給付する制度設計でスタートした事業になります。

本町におきましては、昨年12月の定例会におきまして、5万円の先行給付に要する経費を予算措置させていただきましたが、その後、12月15日付で内閣府から事務連絡が発出され、自治体の判断により

10万円を現金で一括給付することも可能 である旨の見解が示されたところでござい ます。このため、年内に一括給付を行うべ く、対象児童2,316人分の追加給付金、 事務費を予算措置させていただきます。

なお、年末、12月29日に児童2,02 0人分を給付済みであり、その後に申請の あった児童97人分につきましても、今週 の18日に給付を行ってございます。

今後、月に2回の支給日を設けて給付を 行いますが、申請期限につきましては、3 月末日となりますので、申請漏れがないよ う周知に努めてまいりたいと存じます。

次に、歳入について御説明しますので、 議案書の12、13ページにお戻り願います。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、2節の児童福祉費補助金1億1,599万4,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付に係る事業費及び事務費補助金で、歳出に予算計上した全額が国庫補助金により措置されることになります。

以上、承認第1号専決処分の承認につい て御説明を申し上げました。よろしくお願 いいたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番(上杉晃央君) ただいま説明がありました、15ページの臨時特別給付金の関係で総務部長から、今後月2回申請の処理をするということで、具体的には月の締めが何日と何日ぐらいということで処理をしていくのか、その辺の状況を御説明いただきたいと思います。

○議長(大原 昇君) 社会福祉課長。 ○社会福祉課長(片平英樹君) 月2回 は、月の中旬と月末に予定をしておりま す。

O議長(大原 昇君)昇君)8番岡本美代子さん。

○8番(岡本美代子君) 申請期限が3月 末日と説明がありましたけれども、3月末 にならないうちに、もし申請していないと ころに対して働きかけをするのか、そこを お聞かせください。

〇議長(大原 昇君) 社会福祉課長。

**〇社会福祉課長(片平英樹君)** 漏れなく 給付できますように、当然、広報、ホーム ページで最後の周知をしていきたいと思っ ておりますので、よろしくお願いします。

O議長(大原 昇君) 8番岡本美代子さ

**○8番(岡本美代子君)** ホームページだけですか。はがきなどで、また再度ということはないのでしょうか。

〇議長(大原 昇君) 社会福祉課長。

**○社会福祉課長(片平英樹君)** 支給をお 忘れの方、対象となっていて支給されてい ない方には、個別に電話などでお忘れです かという確認をさせていただきたいと思っ ております。

○議長(大原 昇君) 9番稲垣淳一さん。

○9番(稲垣淳一君) 同じく、臨時特別 給付金の申請に関してであります。

3月末日までということは、3月31日 ということだと思うのですが、例えば31 日に生まれたとして、名前がつくのは多分 その後になるので、その場合は対象になら ないと理解すればよろしいですか。

とにかく生まれたらオーケー。申請が4 月に入るけどという人はどうなのでしょ う。

〇議長(大原 昇君) 社会福祉課長。

**○社会福祉課長(片平英樹君)** 当然、新 生児につきましては、児童手当にも該当し ておりますので、生まれてから14日以内 に届出が必要になりますので、児童手当と セットで申請いただくことになっておりま すので、よろしくお願いします。

例えば、3月31日に生まれた方につき ましては、4月15日まで申請期限が伸び るということであります。

〇議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(大原 昇君)** これで質疑を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認に ついてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

〇議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本件は、承認することに決 定しました。

## ◎日程第5 承認第2号

○議長(大原 昇君) 日程第5 承認第 2号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。 総務部長。

○総務部長(小室保男君) 議案書の17 ページになります。

承認第2号専決処分の承認について御説明をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求める。

18ページをお開き願います。 専決処分書。

令和3年度美幌町一般会計補正予算(第13号)について、北京2022オリンピック冬季競技大会出場選手支援のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和3年12月31日付であります。

専決内容について御説明いたしますの で、19ページを御覧ください。 令和3年度美幌町一般会計補正予算(第 13号)。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算 (第13号)は、次に定めるところによ る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ71万1,000円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118 億8,764万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書に より御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書 の28、29ページをお開き願います。

3、歳出になります。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増、71万1,000円につきましては、2月4日から2月20日までの日程で開催されます北京2022オリンピック冬季競技大会に、スピードスケートの日本代表として出場される本町出身の一戸誠太郎選手を支援するための経費になります。

業務等委託料、懸垂幕作製業務委託料3 4万8,000円につきましては、北京オリンピックの出場決定を祝して懸垂幕を作製し、町内4か所に掲示を行います。

補助金、北京オリンピック選手後援会補助金36万3,000円につきましては、町内の関係団体等で組織される後援会の活動に対し、選手支援金の交付、横断幕の作製、広告などの経費につきまして町が補助するものでございます。

なお、コロナ禍の影響により現地での応援はかないませんが、後援会主催によるパブリックビューイングが開催される予定とお聞きしてございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書26、27ページにお戻りを願います。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目、 1節の財政調整基金繰入金、71万1,00 0円につきましては、今回の補正予算の財源を財政調整基金に求めるものでございます。

以上、承認第2号専決処分の承認につい て御説明を申し上げました。よろしくお願 いいたします。

○議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番(上杉晃央君) 29ページのただいま説明いただいた部分ですけれども、懸垂幕について、昨日、石田正子選手が正式に代表選手として決定したということで、これと合わせて作ると思いますが、作製、掲示の時期がいつになるのか、その予定と、それから、先ほど後援会主催でパブリックビューイングを開催する計画があるということで、もし日程等について、町でわかっておりましたら御説明いただきたいと思います。

〇議長(大原 昇君) スポーツ振興課 長。

Oスポーツ振興課長(浅野謙司君) ただいまの上杉議員の御質問でございますが、 懸垂幕につきましては、石田選手については確実ということで報道がありましたので、発注の段階から石田選手も含めて作製の発注をさせていただいてございました。

予定としましては今週中ということで、 出来次第、あしたには取付けしていただけ るという予定で進めさせていただいており ます。

パブリックビューイングにつきましては、後援会の総会の折に、各選手2種目はパブリックビューイングをしていきたいということでの意向があったのですが、放送日程が確定してございませんけれども、2月5日、クロスカントリースキーアスロン、それと20日の30キロメートルフリー、スケートにつきましては、2月8日、1,500メートル、それと2月19日のマススタートということで、団体と調整を図

っているところでございます。 よろしくお願いいたします。

○議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(大原 昇君)** これで質疑を終わります。

これから、承認第2号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立 願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本件は、承認することに決 定しました。

## ◎日程第6 議案第1号

- ○議長(大原 昇君) 日程第6 議案第 1号動産の取得についてを議題とします。 直ちに提案理由の説明を求めます。 建設部長。
- **○建設部長(那須清二君)** 議案の30ペ ージをお開きください。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第1号動産の取得について。 次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説 明いたしますので、参考資料の2ページを お開き願います。

資料1、議案第1号関係。

動産の取得について。

昨年12月議会において、債務負担行為の補正をさせていただきました、登栄最終処分場の延命対策のために導入する自走式 二軸破砕機の購入であります。

納入場所、美幌町字登栄3番地の1。 動産の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日、令和3年12月27日。

指名業者名は、本町において物品登録の 格付があり、かつ取扱可能な記載の5社で あります。

取得の金額、6,138万円。参考でありますが、消費税抜きの額は5,580万円。 落札率は、82.7%であります。

取得の相手方、北見市東相内町934番 地3、北海道川崎建機株式会社北見支店、 支店長浅野明広であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和4年7月29日であります。

以上、御説明申し上げました。よろしく お願いいたします。

O議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(大原 昇君)** 質疑なしと認めます。

これから、議案第1号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成 の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本案は、原案のとおり可決 されました。

## ◎日程第7 議案第2号

- ○議長(大原 昇君) 日程第7 議案第 2号動産の取得についてを議題とします。 直ちに提案理由の説明を求めます。 建設部長。
- **〇建設部長(那須清二君)** 議案の31ペ ージをお開きください。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第2号動産の取得について。 次のとおり、動産を取得するものとする。 記以下につきましては、参考資料で御説 明いたしますので、参考資料の3ページを お開き願います。

資料2、議案第2号関係。

動産の取得について。

こちらも、昨年12月議会において債務 負担行為の補正をさせていただきました、 登栄最終処分場で使用する油圧ショベルの 購入であります。

納入場所、美幌町字登栄3番地の1。 動産の概要は、記載のとおりであります。

入札年月日、令和3年12月27日。

指名業者名は、本町において物品登録の 格付があり、かつ取扱可能な記載の5社で あります。

取得の金額、2,035万円。参考でありますが、消費税抜きの額は1,850万円。 落札率は、92.5%であります。

取得の相手方、北見市東相内町934番 地3、北海道川崎建機株式会社北見支店、 支店長浅野明広であります。

契約保証金、免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は、令和4年7月29日であります。

以上、御説明申し上げました。よろしく お願いいたします。

**○議長(大原 昇君)**これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

これから、議案第2号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成 の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。 したがって、本案は、原案のとおり可決 されました。

## ◎日程第8 議案第3号

O議長(大原 昇君)日程第8 議案第3号令和3年度美幌町一般会計補正予算(第14号)についてを議題とします。直ちに提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長(小室保男君) 議案書の33 ページになります。

議案第3号令和3年度美幌町一般会計補 正予算(第14号)について御説明を申し 上げます。

令和3年度美幌町の一般会計補正予算 (第14号)は、次に定めるところによ る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出 それぞれ3億6,318万円を追加し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122 億5,082万6,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書に より御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、議案書 の42、43ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、1、政策推進事業費の増、7,935万3,000円につきましては、ふるさと寄附金の増収に伴う経費の追加となります。

昨年9月定例会におきまして、寄附金の 総額を1億1,000万円と見込み、必要経費を予算措置してございますが、1月6日 現在で1億6,700万円を超える寄附金の 受付があったことから、今年度の寄附金の 総額を1億9,000万円に上方修正し、必 要経費を予算措置するものでございます。

手数料の81万1,000円、業務等委託料、ふるさと寄附金募集受付業務委託料4,098万7,000円、ふるさと寄附金特設サイト維持管理委託料257万4,000円、以上につきましては、寄附金が前年度を上回り好調に推移していることから、決

済手数料や返礼品などの経費を追加するものであります。

また、積立金3,498万1,000円に つきましては、寄附金の増収を見込んでの 追加となりますが、今年度のふるさとづく り基金積立金の総額を8,471万9,00 0円と見込んでございます。

参考資料4ページ、資料3に基金の年度 末予定残高を掲載しておりますので、後ほ ど御参照いただければと思います。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、6、住民税非課税世帯 等に対する臨時特別給付金給付事業、2億 8,189万3,000円は、新型コロナウ イルス感染症の影響が長期化する中、様々 な困難に直面した方々が、速やかに生活、 暮らしの支援を受けられるように、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に 基づき、住民税非課税世帯等に対し、1世 帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付するもので、事業費の全額が国庫補助金により措置されるものであります。

対象でありますが、令和3年度分の町民 税均等割が世帯全員非課税である世帯のほ か、令和3年1月以降に新型コロナウイル ス感染症の影響を受けて家計が急変した世 帯、生活保護世帯が対象であり、本町にお ける対象世帯は2,790世帯と見込んでお ります。

今回補正予算の議決をいただいた後、対象世帯をデータ抽出し、今月下旬には案内チラシや確認書類を郵送する予定であり、1回目の支給日は、2月18日となる見通しとなってございます。

受付期間は9月末となりますので、申請 漏れがないよう対象世帯に対する周知に努 めてまいりたいと存じます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1、児童福祉事務費の増、補助金、新型コロナウイルス感染予防対策支援事業補助金50万円につきましては、児童福祉施設における感染拡大を防止するため、マ

スクや消毒液などの物品購入に対し、1施設当たり25万円を上限に国が補助するものであります。

本町におきましては、美幌藤幼稚園、ひまわり保育園が対象となります。

また、児童厚生施設に対しましても、1 施設当たり15万円を上限に補助金が交付 されますので、町立の児童センターの感染 予防対策に要する経費15万円を財源振替 いたします。

下段の2目保育園費につきましても、町立保育園の感染予防対策に要する経費が国庫補助金の対象となりますので、美幌保育園、東陽保育園、計50万円につきまして財源振替を行います。

次に、議案書の44、45ページをお開 き願います。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増、補助金、北京オリンピック選手後援会補助金16万3,000につきましては、北京2022オリンピック冬季競技大会にクロスカントリーの日本代表として出場される本町出身の石田正子選手を支援するための経費になります。

町内の関係団体等で組織される後援会の活動に対し、選手支援金の交付、横断幕の作製、広告などの経費について町が補助するものでございます。

次に、12款職員給与費、1項、1目、 1、職員給与支給事務費の増、その他手当 93万2,000円につきましては、住民税 非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付 事務に係る職員3名分の時間外勤務手当に なります。

その下の2、会計年度任用職員給与支給 事務費の増、33万9,000円につきましても、臨時特別給付金給付事務に係る人件 費の補正であり、会計年度任用職員1名を 40日間新たに任用するために必要な経費 を予算措置いたします。

次に、歳入について御説明しますので、

議案書の40、41ページにお戻り願いま す。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、1節の社会福祉費補助金2億8,316万3,000円は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業及び給付事務に係る補助金であります

次の2節児童福祉費補助金115万円 は、児童福祉施設等における感染予防に係 る国庫補助金で、歳出で御説明したとおり でございます。

次に、19款寄附金、1項、1目、1節の一般寄附金8,000万円につきましては、ふるさと寄附金の受付が好調に推移していることから、1億1,000万円から1億9,000万円へ上方修正することに伴う増額になります。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目、 1節の財政調整基金繰入金113万4,00 0円の減は、今回の補正予算に係る財源調 整といたしまして、基金への繰り戻しを行 うものであります。

以上、議案第3号令和3年度美幌町一般 会計補正予算(第14号)につきまして御 説明を申し上げました。よろしくお願いい たします。

O議長(大原 昇君) これから質疑を行います。

2番藤原公一さん。

**〇2番(藤原公一君)** 私からは1点だけ ですが、45ページになります。

会計年度任用職員給与支給事務費の増、 説明を受けた内容によりますと、新規採用 1名、40日間ということですが、新規採 用しなくても、現職員の中で40日間分の 職員調整ができなかったのかどうかと、ま た、どのような採用方法をするのか教えて いただきたいと思います。

- 〇議長(大原 昇君) 社会福祉課長。
- 〇社会福祉課長(片平英樹君) 職員1名

の採用ですけれども、今回は対象者を絞りまして、対象者の方に申請書をお送りしまして、それが返ってきて、口座登録をするのですが、その口座登録に要する時間が今の職員では対応できないので、1名を採用しております。

採用方法につきましては、公募により考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

O議長(大原 昇君)月君)11番上杉晃央さん。

**〇11番(上杉晃央君)** 43ページ、2 項目お願いしたいと思います。

政策推進事業費の増で、私の記憶が正しければ、ふるさと寄附金が今年度初めて1億円を超えるということで、最終見込みは1億9,000万円ということです。美幌町を応援してくださる方から、これだけの金額を寄附いただくというのは大変ありがたいことでございます。

町もいろんな受付募集を工夫しながら、 サイトを通じてやっていると思いますが、 ここまで伸びてきて、人気の返礼品、皆さ んどんなものをチョイスしているのか、上 位3点ぐらいをお尋ねしたいと思います。

それから、2点目は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の関係ですけれども、住民税均等割が全員非課税の世帯、それからコロナに伴う家計の急変世帯、生保世帯、合わせて2,790世帯ということでしたけれど、この世帯の内訳がどういう構成になっているのかについてお尋ねしたいと思います。

〇議長(大原 昇君) 政策課長。

**〇政策課長(斉藤浩司君)** ただいまの御 質問でございます。

1点目のふるさと納税の返礼品でございますが、前年度が約4,000件で、現在1 2月末で1万1,300件ほどの申込みがあります。今年度はあと3か月ありますので、まだ若干伸びるかと思っております。そのうち、返礼品が多い順でございます が、今回は農産物の増でございます。

1位がタマネギ、全体の約30%、続いて、ジャガイモが26.5%、3位がアスパラガスで21.5%、この3品目で大体88%を占めております。

農産物全体、ほかにもスイートコーンがありますが、こういったものを入れて、大体91%が農産物ということで、令和2年度に増やしました農産物の増加が主な原因でございます。

なぜこれだけ伸びたかといいますと、今年の高温による農産物の価格高騰が主な原因かと思いますが、今回をきっかけにして、美幌町を知っていただけるいい機会だったと思っております。

来年度以降もこの方たちにリピーターになっていただき、ぜひ美幌の農産物を引き続き買っていただけるように努力していきたいと考えております。

以上です。

O議長(大原 昇君)月君)11番上杉晃央さん。

○11番(上杉晃央君) 農産物が全体の 91%ということで、農業を基幹とする町 にとっては大変ありがたいという、せっか くの機会ですので、去年から見ると約3倍 以上の申請件数になるということで、美幌 町と御縁が広がるという意味では、ぜひい ろんな情報を今後とも寄附者に発送してい ただきながら、引き続き、美幌の応援団に なっていただきたいと思います。

1点目は了解です。

〇議長(大原 昇君) 社会福祉課長。

〇社会福祉課長(片平英樹君) 次に、住 民税非課税世帯の給付金の世帯の内訳です けれども、対象が2,790世帯ですけれど も、このうち住民税非課税世帯は2,600 世帯、残りの190世帯は、家計急変世帯 となっております。

住民税非課税世帯の2,600世帯の内訳ですけれども、このうち対象者をこちらで絞りまして、申請書を送る世帯が2,450

世帯あります。

このうち生活保護世帯が227世帯含まれておりますので、よろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君)月君)11番上杉晃央さん。

**〇11番(上杉晃央君)** 世帯の内訳はわかりました。

先ほど、岡本議員の別な質問で同じような趣旨の説明がありましたけれども、この中で、特にコロナに伴って家計が急変した世帯、これを把握するのは行政側は非常に難しいと思うのですけれども、ぜひ、政府の目的である生活に困窮する世帯に対して、全額国費で補填されるということですので、きめ細かな申請を徹底されて、受給できる世帯の申請について、どのような対応をしていくのか、御説明いただきたいと思います。

〇議長(大原 昇君) 福祉部長。

**○福祉部長(河端 勲君)** 議員おっしゃるとおり、今回の国の経済政策ということで、真に困っている方に給付されるべき給付金だと思っております。

ですので、単純に周知というだけではなくて、地域に密着されている民生委員とか、そういった方々から情報をいただいた上で、対象となり得る方の把握に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君)11番上杉晃央さん。

**〇11番(上杉晃央君)** 広報をしっかり見ていただいて、申請いただければいいと思うのですけれど、やはり埋もれたまま困っている世帯をコロナ禍で行政でもなかなか把握し切れないかと思いますけれど、いると思いますので、ぜひ、民生委員も含めて、自治会にも周知していただいて、そういう困窮世帯を把握する中で、個別に民生委員が回って説明して申請を促すとか、そのように救済できる取組を徹底して行って

いただきたいと思います。

**○議長(大原 昇君)** 3番大江道男さん。

○3番(大江道男君) 43ページの住民 税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に 関わってお伺いいたします。

この制度につきましては、本年12月10日を基準日と定めて、その段階で住民税非課税世帯であるかどうかということが基準となっております。

そこで、私は内閣府にも問合せをしたのですが、12月10日というのは一体どんな日か。町民的には、暦年で言えば12月31日と、一応世間的には区分があるので、そういう基準で定められているのであれば、該当から外れたとしても、そうかということでけれど、12月10日という時点で線を引いて、それ以降に住民税の非課税世帯になったとしても対象から外れる。国は、制度の設定を行った国の判断だということで、選ぶかどうかは市町村の判断だという見解です。

それで、私もこの基準日が非常に生命線ですから、確認しているのですけれど、私の知っている限りで12月10日以降に非課税世帯になった方が美幌町内でもおられるのです。当然に注目していますので、何で12月31日とか、来年の3月31日の会計年度ではないのだろうという疑問を持たれるので、一つは、この国の制度を美視町でも採用するということなので、是非はというなとして、12月10日の基準日が設けられているということに対して、現まとこの制度との間で矛盾が生じるので、12月10日ということで、基準を定めたという部分について、御見解をまずお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〇議長(大原 昇君) 福祉部長。

〇福祉部長(河端 勲君) 今、大江議員 が御指摘の部分については、家計急変世帯 と言いますか、世帯構成の基準日という部 分の位置づけが12月10日と国で定められているということをおっしゃっていると 思います。

議員も先ほどおっしゃいましたけれど も、基本的に今回の給付金の支給について は、国の制度に準拠した形で美幌町は行お うとしているところであります。

そのため、国の制度設計に合わせた12 月10日という基準日で今後進めていきたいと考えております。

国の考え方としては、経済対策に基づく一時的な施策ということを掲げておりまして、その上で、給付対象者を一義的に確定するためには特定期日を明確にしなければならない。それが10日で、31日とならなかったのはなぜかという理由にはならないですけれども、一定の国の考え方として、12月10日という期日を設けたのではなかろうかと思っています。

その上で、国はその基準日以降、世帯の 状況が変わって、今回の給付金の対象外と なられた方に対しての救済措置としては、 給付金とはならないですけれども、緊急小 口資金等についての特例貸付、生活困窮者 自立支援金などの申請受付期間の延長等々 を講じますという形で、今通知が発出され ているところでございますので、よろしく お願いいたします。

 O議長(大原 昇君)
 3番大江道男さん。

○3番(大江道男君) 国の制度である以上、それに準拠せざるを得ないということは理解はできますが、ただし、12月10日から、会計年度で今年の3月31日までの期間を見ますと、30.4%、12月10日以降、会計年度の残日数は30.4%なのです。

そうすると、町民の中で、その期間に非 課税世帯になった人たちは制度から外れ る。どれぐらい外れるだろうということで 見ましたら、令和2年の65歳以上の高齢 者の死亡数は332名です。30.4%掛け ると、65歳以上の死亡者が100人いらっしゃって、その方が亡くなることで非課税世帯になる方々が、私の知っている限りでは1世帯あるけれど、多分一定数あるのです。

計算どおりにはいかないので、3割近い方々の中に、一定数12月10日で区切られることで影響を受ける可能性を持っているので、国としては、それは市町村単独で財源の確保も含めて検討されたらいいのではないですかということで、全額国費で給付対象にするのは12月10日までに該当する人と考えるということで、これは幾つもの自治体の中で、この線引き、あるいは、この要綱の中でどうなのかなということで、いろいろ検討されている動きもあるのです。

私は、美幌町内で最低1名以上出てくる 可能性のある問題で、実際に地方創生臨時 交付金の対象になるかどうかは別にして、 これだとか、町の単費を含めて、制度に求 められている多くの町民の期待に応えると いう点で、制度をつくる上で検討されるべ き事項であったのではないかと思うので す。

制度全体を悪いものだとは思っていませんけれど、不十分さを免れない中身なので、これは町長にお聞きしますが、12月10日という線引きをすることによって、対象から外される人たちが一定数生まれてくる。そして、社会通念上の暦年、あるいは会計年度という区切りとの整合も取れないということで、多分幾つもの町で何とかならないかと。

例えば、この制度を美幌町議会では、今年の1月20日ですよね。12月10日から見ると、一月以上後に美幌町では制度をつくるということで議会が開かれているわけで、全国で一月以上も後に制度をつくろうとしているときに、12月10日は動かすことができないという状況にあるので、私は、国の制度設計上の大きな問題がある

と思うのです。

一律に12月10日を基準日として、それ以降については国は知らんということは、仮に12月10日に全国一斉に議会が開かれて、制度がつくられるのであればともかくとして、一月も、あるいはそれ以上もかかった後に制度がつくられて、いろんな矛盾を持っているということからいって、少なくとも全国的に市町村長会は、基準日の設定については、いろいろ問題があるということで意見を言うべきだし、可能であれば、それは先の話になりますので、二つ目には、市町村単独で対象から外れる方々に対する救済措置を考えなければいけないのではないかと思いますが、町長いかがしょうか。

〇議長(大原 昇君) 町長。

**〇町長(平野浩司君)** ただいま、大江議員から制度の矛盾点も含めて、いろいろ御意見をいただきました。

私としては、国がこういう事業をやるということでありますので、まずは国に準拠して、出せるものはしっかり少しでも早く皆さんに給付したいという考えを持ってます。

ただ、今言われたことを、町村が検討して、そこまで至っていないのが実態であります。国はこういうふうにします、こういうことをしたいと。それに対して、事務処理も含めて実際にやるのは私ども、地方の自治体であります。

ですから、今はまずは国がこういう制度に対して、そのことをお認めいただけるのであれば、そのことをしっかりとして準拠してやらせていただいて、今指摘されたことについては、当然私どもの町だけの問題ではないと私は聞いておりましたので、そういうような機会というか、近隣の状況もしっかり見定めた中で、他の町と歩調を合わせるということではないですけれども、この町がやって、この町がやらないというふうことは、基本的に私は好ましいというふう

には思っておりません。

ですから、そういう情報交換をした中で、制度的にいろいろお話をいただきましが、私はそこまでの認識を持っておりませんでしたので、そのことはしっかり学んだ中で、どういうふうにすることがいいのか、結論を出していきたいと思っております。

**○議長(大原 昇君)** 3番大江道男さん。

**○3番(大江道男君)** 最後の質問になりますので、簡潔にしたいと思います。

1世帯10万円というのは、年金生活者などにとって大変大きな金額なので、この制度の対象になる、外れるという間際の方々にとっては大変大きな問題です。

町長は、近隣も含めて全体の様子を見た上で、私的に言えば、積極的に考えるべきところがあれば考えるという中身だったと思いますので、この際に全国的に優れた制度設計をするという町もあるようでございますので、それらも含めて、社会通念上の取扱いで基準日を設けるべきではないかということも含めて、ぜひ、今後御検討いただければと、要望を申し上げて終わりといたします。

○議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

7番坂田美栄子さん。

○7番(坂田美栄子君) 43ページの児 童福祉事務費の補助金のことですが、今 回、児童福祉施設ということで、藤幼稚 園、ひまわり保育園、25万円ずつ国から の補助を受けられることになりました。

先ほどの説明では、児童センターも町立の保育施設も財源振替で支給するということになりましたが、大谷幼稚園だけが外れているのは何か理由があったのか。

同じ児童福祉施設として1か所だけ外れるというのは、どういう理由だったのか、 その理由を知りたかったです。

〇議長(大原 昇君) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(片平英樹君) 今回、国の補助制度を活用しているのですけれども、厚生労働省の保育対策総合支援事業費補助金を活用して事業化しているのですけれども、大谷幼稚園は、幼稚園型認定こども園ということで、今回は保育に傾いた補助制度ですので、大谷は文部科学省サイドからの補助制度があるはずだと思うので、そちらを活用するので、今回対象から外れているのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

**○議長(大原 昇君)** 7番坂田美栄子さん。

**〇7番(坂田美栄子君)** 大谷は、福祉施設とは違うということで、違うところから補助を受けられるという理解でよろしいですか。

〇議長(大原 昇君) 社会福祉課長。

**○社会福祉課長(片平英樹君)** 確認はしておりませんけれども、文部科学省でも幼稚園サイドに対して感染対策の補助メニューがあるはずなので、そちらで対象になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(大原 昇君) 福祉部長。

**○福祉部長(河端 勲君)** ただいまの御質問でございますけれども、先ほど課長が答弁したように、大谷幼稚園については、幼稚園型ということで文科省所管になります。

厚労省でこういう補助金を出したという ことは、文科省でも出しているのではなか ろうかという推測にすぎないですけれど も、補助金自体も直接、国から事業者宛て に行くものですから、正確に確認は取れて おりません。

今後、園に対して同様の補助金メニューがあるか確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

O議長(大原 昇君)7番坂田美栄子さん。

**○7番(坂田美栄子君)** 同じ児童福祉施設ということではないのかもしれないけれど、同じ美幌の中で子育てをしている施設という意味では、そういうところもきちんと確認した上で、連絡をしてあげるほうが親切ではないかと思いますので、その辺の確認もぜひお願いしたいと思います。

 O議長(大原 昇君)
 8番岡本美代子さ

○8番(岡本美代子君) 43ページの政 策推進の業務委託料、先ほど上杉議員も質 疑をしていましたけれども、大変好調で4, 000件とつながるということで、非常に 価値のあることで、ありがたいことだと思っています。

こういうせっかくつながった人たちの分析というか、その4,000件の中にリピーターがいるのかとか、次回につなげる取組というか、派手ではないけれども、美幌町とつながっていただくための、ある程度今後を見据えた取組も必要ではないかと思っているのです。

その辺は業務委託先がするのか、それと も政策推進で何かパンフレットをつくるな どを考えているのか、その辺のところをお 聞かせください。

〇議長(大原 昇君) 政策課長。

**○政策課長(斉藤浩司君)** ただいまの御 質問でございます。

先ほど4,000件と言ったのは令和2年度でございまして、令和3年度におきましては、現時点では既に1万1,300件ほど来ております。

もちろん、今回が美幌町を知っていただくいい機会だと捉えておりますので、令和3年度に新しく行った事業としては、返礼品の領収書やお礼状を送る際に、美幌町独自の封筒を作成したり、また、その方たちに美幌町をせっかく知っていただいたので、リピーターとなっていただくような施策を今後とも打っていきたいと思いますが、令和2年度と3年度の比較については

個人情報の関係があって、なかなか1万件 以上あるものですから、簡単には比較が出 ないかと思いますが、今後についても、そ の方たちについてはリピーターになってい ただくように返礼品の送付から取組はして まいります。

また、業務等委託については、あくまでも返礼品の手続とかになりますので、そういった対策とか、リピーターについては町で独自でいろいろ工夫しながら、今回もやっていますけれども、今後も行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(大原 昇君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議長(大原 昇君) これで質疑を終わります。

これから、議案第3号令和3年度美幌町 一般会計補正予算(第14号)についてを 採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

〇議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 報告第1号

○議長(大原 昇君)日程第9 報告第1号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の 提出がありましたので、お聞きすることが あれば許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) ないようでありますので、報告第1号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第10 報告第2号

〇議長(大原 昇君) 日程第10 報告

第2号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の 提出がありましたので、お聞きすることが あれば許します。

5番木村利昭さん。

○5番(木村利昭君) 今回、事故があったということで、損害賠償の最終的な過失の割合、そして、その割合の理由です。

弁護士と相談されたというところもある と思うのですが、過失の理由をまず伺いた いです。

- 〇議長(大原 昇君) 環境管理課長。
- **○環境管理課長(鶴田雅規君)** お答え申 し上げます。

今回につきましては、最終的な過失割合は7対3で、町が3という形になってございます。

過失割合の理由でございますけれども、 保険会社と相談した中で、発生時刻が日中 であったこと、それから障害物を避けて走 行することが可能であったという見解がご ざいまして、町が3、ただ、町の3割とい うのは、ますの周りの舗装が一部破損して いたという事実もございましたので、3割 は町の過失もあるという形になってござい ます。

 O議長(大原 昇君)
 5番木村利昭さ

**○5番(木村利昭君)** 過失の割合と理由 等はわかりました。

破損があったということですが、日中であって、よけられる状態にあった中で、町が3割過失を取られるというのは私はどうなのかなと思うのですが、そうなってくると、ほかでもこれぐらいの歪みがある道路はあるのではないかと心配になるのですが、今後の対策をどうされるのか伺いたいです。

- 〇議長(大原 昇君) 環境管理課長。
- ○環境管理課長(鶴田雅規君) 町道に破 損がないことが1番でありますし、どんな 車でも走行しやすい状態というのが理想で

はありますが、議員おっしゃるように、実際はこの程度の段差が発生しているところがほかにもあるのは事実でございます。

うちでもパトロールで回ってございまして、危険と思われるところについては随時修繕しているところでございますし、今後も、理想は先ほど申し上げましたけれども、走りやすい道路ということが理想になりますので、パトロールでできる範囲の中で修繕をして、御迷惑をかけないような形でやっていくことしか、今のところはできないかなと考えてございます。

**○議長(大原 昇君)** ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) それでは、報告第 2号専決処分の報告については、これで終 わります。

#### ◎閉会宣告

○議長(大原 昇君) 以上で、本臨時会 に付議されました案件は全部終了しまし た。

会議を閉じます。

これで、令和4年第1回美幌町議会臨時 会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時18分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員